

岡山市民の終活を
支援するための条例
～ 逐条解説～

令和7年4月

岡山市議会

【目 次】

乙第2号議案岡山市民の終活を支援するための条例の制定について 提案理由説明要旨	1
前文	3
第1条 目的	4
第2条 定義	5
第3条 基本理念	7
第4条 市の責務	8
第5条 事業者の役割	9
第6条 市民の役割	9
第7条 基本的施策	10
第8条 財政上の措置	12
附則	12
 ポイント①「人生会議」について	 6
ポイント②「終活に係る個人情報の詐取その他犯罪行為に対する防犯」について	 11

令和 7 年 2 月 21 日
令和 7 年 2 月定例岡山市議会
江 田 厚 志 議 員 説 明

乙第 2 号議案

岡山市民の終活を支援するための条例の制定について

提案理由説明要旨

ただいま上程されました乙第 2 号議案岡山市民の終活を支援するための条例の制定について、提案者を代表いたしまして提案理由を申し上げます。

岡山市第 9 期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（地域包括ケア計画）によりますと、令和 2 年時点での岡山市における 65 歳以上の単身世帯の数は 35,368 とのことです。この数字は、平成 12 年の 17,283 から比較すると約 2 倍の増加です。この計画では、岡山市の総人口は将来減少する反面、総人口に占める高齢者の割合は増えるものと予想しています。

一方で、独り暮らしの高齢者の増加に伴って、見送る人がいないまま亡くなるケースも多数発生しています。このような社会においては、終活の重要性はより高まるものと考えられます。住み慣れた地域で安心して生涯を通じ、自分らしくより充実した日々を送り、自らの望む人生を全うできるように終活を支援することは、国や地方自治体を挙げての大きな課題であると言えます。

本市の現在の状況と社会的課題を踏まえ、令和 6 年 7 月に議員 8 名からなる会派横断のプロジェクトチームを設置し、岡山市民の終活を支援するため、新たな条例の制定に向けた検討を進めてきました。

これまでに岡山市当局をはじめ、関係機関、関係団体等から意見聴取や意見交換を実施するとともに、参考資料を御提供いただきました。昨年８月には人生会議（ＡＣＰ）に関する議員研修会を開催し、１０月には大阪府議会と足立区社会福祉協議会へ先進地視察にお伺いするとともに、１１月には岡山中央中学校で開催された岡山県医師会による人生会議についての校内学習を視察させていただきました。そして、１１月から本年１月にかけては議会として市民から意見の募集を行い、１１回の会議を経て、本日条例案として提案に至ったものであります。

さて、本条例は前文と８条、附則から構成されております。

内容としましては、前文で本条例の趣旨をうたい、第１条で目的、第２条で用語の定義、第３条で基本理念、第４条で市の責務、第５条で事業者の役割、第６条で市民の役割、第７条で基本的施策、第８条で財政上の措置、最後に附則で条例の施行日を令和７年４月１日とすることをそれぞれ定めています。

この条例によって、岡山市民の終活に対する関心が高まり、多くの市民が主体的に終活に取り組む契機となることを願ってやみません。

以上、岡山市民の終活を支援するための条例の内容と提案理由の御説明をいたしました。議員各位におかれましては、本条例案の趣旨への御理解とともによろしく御審議いただき、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

岡山市条例第 4 9 号

岡山市民の終活を支援するための条例

前 文

住み慣れた地域で安心して生涯を通じ、自分らしくより充実した日々を送り、自らの望む人生を全うすることのできる社会の実現は、私たち市民の願いです。

自分らしい人生を送るためには、人生設計を自ら考え、選択し、決定していくことが求められます。そして、その考え方はそれぞれ異なるものであり、尊重されなければなりません。

しかしながら、自分らしい人生とは何か、自分の人生をどのように全うするかを考えることに不安やおそれを抱く人も少なくありません。また、高齢者の単身世帯が増加し、とりわけ、頼れる親族などがいない場合はなおさらです。

誰しも訪れる人生の終着点をどのように迎えたいかという理想の下に、そこから遡って今すべきことは何かを考え、人生の先々の準備を整えることは、世代を問わず、全ての市民が取り組むことができることです。

医療、介護、葬儀、相続等に係る自らの思いを、残される親族及び信頼できる周囲の人と共有しておくことは、将来への不安を軽減し、今をよりよく生きることにつながるものと期待できるものです。

ここに、私たちは、終活支援に係る理念を明らかにするとともに、人生を総括し、自分らしい人生を全うするための準備として市民が取り組む終活を支援し、終活支援に係る施策を推進するため、この条例を制定します。

【趣旨】

社会的背景や課題を踏まえ、市民の終活についての関心を高め、その取組を支援し、心豊かな市民生活の実現を目指してこの条例を制定するに至ったことを宣言するため、前文を設けました。

【解説】

- 1 岡山市第 9 期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（地域包括ケア計画）によると、令和 2 年時点での岡山市における 65 歳以上の単身世帯数は 35,368 人であり、平成 12 年の 17,283 人から比較すると約 2 倍に増加しています。岡山市の総人口は将来減少する反面、総人口に占める高齢者の割合は増えるものと予想しています。

一方で、独り暮らしの高齢者の増加に伴って、身近な親族に見送られることなく亡くなる人や、誰にも見送られず亡くなられた状態で発見されるケースも多くなるものと思われれます。

- 2 このような社会においては、終活の重要性はより高まるものと考えられます。住み慣れた地域で安心して生涯を通じ、自分らしくより充実した日々を送り、自らの望む人生を全うできるように終活を支援することは、社会全体を挙げての大きな課題であると言えます。
- 3 本市の現在の状況と社会的課題を踏まえ、岡山市議会においても市民の終活についての関心を高め、その取組を支援するべきではないかとの一致した考えの下、議員によるプロジェクトチームを結成し、検討を進めてきたものです。
- 4 かつては、人が人生の終着点を迎えると、まず親族がそのことを受け止め、次に地域社会で受容することが一般的でした。しかし、この半世紀で核家族化が進み、少子高齢化と独り世帯の増加はライフスタイルと社会観に大きな変化をもたらしました。そして、人生の終着点を迎えることへの考え方も多様化が進みました。人生の終着点の迎え方を含め、自分らしい人生を送るためには人生設計を自ら考え、選択し、決定していくことが求められる時代になりました。
- 5 自分らしく生きるとは何か、自分の人生をどのように全うするかを考えると不安を覚える人もいるでしょう。しかし、事故や肉体的な衰えにより自らの思いを伝えられなくなる時に備え、自らの思いを残される親族や信頼できる周囲の人と共有することも含め、今すべきことは何かを考えて人生の先々の準備を整えることは、将来への不安を軽減し、今をよりよく生きようとするモチベーションにつながるものと考えます。
- 6 この条例によって岡山市民の終活に対する関心が高まり、多くの市民が主体的に終活に取り組む契機となることを願い、この条例を制定しました。
- 7 なお、この条例は基本的な理念を定めたものであり、罰則を定めることを目的としたものではありません。

（目的）

第1条 この条例は、市が行う終活支援に関する基本理念及び基本的施策を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにすることで、市民の将来への不安を軽減するとともに、全ての世代が自身の人生を見つめ、今をよりよく生きることのできる心豊かな市民生活の実現に寄与することを目的とする。

【趣旨】

本条は、この条例の目的が、市と事業者がそれぞれの役割を担い、協力して市民が取り組む終活を支援することで、心豊かな市民生活の実現を目指すことを明らかにしたものです。

【解説】

この条例は、市民が取り組む終活を支援し、終活支援に係る施策を推進することを目的としています。終活への取組そのものは、市民自らが主体となり、人生の終着点をどのように迎えたいかという理想の下に、自らの思いを残される親族及び信頼できる周囲の人と共有することを含め、先々のさまざまな準備を整えることですが、市民が安心して終活に取り組めるよう、岡山市と事業者がそれぞれの役割について協力し、心豊かな市民生活が実現できるよう、終活支援に関する施策を推進していくことを明記しています。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 終活 世代を問わず、人生をどのように全うしたいかという理想の下に、そこから遡って今すべきことは何かを考え、人生を全うするに当たっての先々の準備を整える活動をいう。
- (2) 市民 市内に居住し、又は勤務し、若しくは通学する者をいう。
- (3) 事業者 本市の区域内で終活に関する事業を営む個人及び法人その他の団体をいう。
- (4) 終活支援 終活に関して市及び事業者が行う支援をいう。
- (5) 人生会議 人生の最終段階における医療及びケアについて、本人が家族、医療・ケアチーム等と事前に繰り返し話し合う取組をいう。
- (6) エンディングノート 終活に関する自らの意思を記録するための冊子をいう。
- (7) おくやみハンドブック 死亡届を提出した後に必要となる手続を記載した冊子をいう。

【趣旨】

本条は、この条例で用いる各用語の定義を明らかにしたものです。

【解説】

- 1 第1号は、「終活」について定義しています。この条例では、「終活」を、世代を問わず、人生をどのように全うしたいかという理想の下に、そこから遡って今すべきことは何かを考え、人生を全うするに当たっての先々の準備を整える活動と定義しました。その活動の例としては、身の回りのものを整理すること（生前整理）、医療・介護についての希望や、葬儀・納骨・墓に関することの希望を明らかにすること、不動産や預貯金等の相続に関すること等が挙げられます。
- 2 第2号では、「市民」について定義しています。この条例における市民は、市内に住んでいる者に加え、市内の勤務先や通学先で人生会議に関する研修を受講する等、終活に関する取組を行うことが考えられることから、市内に勤務する者と通学する者を含めています。国籍は問いません。
☞ 9 ページ、第6条「市民の役割」の項参照
- 3 第3号は、「事業者」について定義しています。事業者は、葬儀・納骨を行う市内の葬祭事業者や、遺品の整理や清掃等を行う事業者、遺言書の作成や死後事務委任等に関する相談窓口となる弁護士、司法書士、行政書士、公証人等、市内で市民の終活に係る事業活動を行っている主体を意味します。本店の所在地は問いません。
☞ 9 ページ、第5条「事業者の役割」の項参照

4 第4号は、「終活支援」について定義しています。この条例では、終活に関して市と事業者が行う支援としています。

5 第5号は、「人生会議」について定義しています。この条例では、人生会議に取り組むことも終活の一環と位置付けて定めています。

☞下記「ポイント①」参照

☞10 ページ、第7条「基本的施策」の解説中、第1号の項参照

6 第6号は、「エンディングノート」について定義しています。エンディングノートは、自分自身に何かあったときに備えて、残される親族や支援している関係者がさまざまな判断や手続を進める際に必要な情報を残すための冊子を意味します。この条例では、岡山市がエンディングノートを含め、先々の準備の内容など終活に関する自らの意思や必要な情報を記録するための媒体を作成し、普及を図ることを基本的施策として定めています。

☞10 ページ、第7条「基本的施策」の解説中、第2号の項参照

7 第7号は、「おくやみハンドブック」について定義しています。おくやみハンドブックそのものは終活に取り組むことと直接つながるものではありませんが、残された親族が手続きに困ることのないよう手助けするためのものです。この条例では、おくやみハンドブックを作成し、普及を図ることを、岡山市が行う終活支援を補完するものと位置付けて定めています。

☞10 ページ、第7条「基本的施策」の解説中、第3号の項参照

～ ポイント①「人生会議」について ～

この条例の第2条第5号では、「人生会議」について定義しています。

もしものときのために、自分自身が望む医療やケアについて前もって考え、家族等や医療・ケアチームと繰り返し話し合い、共有するアドバンス・ケア・プランニング（ACP）の取組について、国は平成30年に公募により「人生会議」という愛称を名付け、普及に関する取組を始めました。

医療やケアについて、本人が家族や医療・ケアチーム等と事前に繰り返し話し合うことは、世代を問わず、自身の思う時に自由に始められるものです。

誕生日や何か病気が見つかった時などの節目の時に、自分自身の人生を改めて振り返り、大切にしていることや望んでいることを考え、周囲の信頼する人たちと話し合う考える契機としていただきたいと思います。

(基本理念)

第3条 終活支援は、次に掲げる事項を基本理念として行うものとする。

- (1) 市民が主体的に終活に取り組むことができる環境を整備すること。
- (2) 終活に関する市民の要望を適切に把握し、時代に適合した施策を行うこと。
- (3) 市民それぞれの終活に対する考え方を尊重し、理解を深めること。

【趣旨】

本条は、市及び事業者が終活支援に取り組むに当たっての基本的な考え方を明らかにしたものです。

【解説】

- 1 第1号は、市民が取り組む終活の内容はさまざまであることから、市民が一人ひとりの考え方に沿った終活を実現できる体制を整備することを明記しています。
- 2 第2号は、終活の内容は時代とともに変化し多様化していくことが予想されることから、市民の要望等を把握しながら、市民が必要とする施策を実施していくことを明記しています。
- 3 第3号は、市民一人ひとりの終活に対する考え方はさまざまであり、市民個々の終活に対する多種多様な考え方と、それに対する取り組みを尊重し、理解を深めることを明記しています。

(市の責務)

第4条 市は、終活に取り組む市民を適切に支援するものとする。

2 市は、終活支援に関する施策の実施に当たっては、次に掲げる点に留意するものとする。

(1) 基本理念にのっとり、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ、総合的に行うよう努めること。

(2) 終活は、市民自らの主体的な意思によりなされるものであり、取組を行う又は行わないことを強制されるものではないこと。

【趣旨】

本条は、市の責務について明らかにしたものです。

【解説】

1 第1項では、市は、終活に取り組む市民を適切に支援することを明記しています。

2 第2項では、市がその責務を果たすに当たっての留意事項を明記しています。

第1号では、第3条に規定する基本理念を踏まえ、市が既に実施している施策やこれから取り組む施策が相互に有機的な連携を図りつつ、総合的に行うよう努めることを明記しています。

第2号では、終活は、市民自らの主体的な意思により行われるものであり、終活に取り組む、取り組まないについて強制されるものではないことを明記しています。

（事業者の役割）

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、自らの事業の専門性を生かし、終活に取り組む市民を適切に支援するとともに、市が実施する終活支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、市民が安心して終活に取り組むことができるよう、国の作成した高齢者等終身サポート事業者に関するガイドラインを遵守し、適正な事業の実施に努めるものとする。

【趣旨】

本条は、終活に係る事業に携わる事業者の役割について明らかにしたものです。

事業者の支援や協力なく、市民が自身の力だけで終活に取り組むことは現実的には難しいことから、終活支援に関する事業の実施に当たっての事業者への努力義務を明記しています。

【解説】

1 第1項では、市民が取り組む終活を適切に支援するとともに、市が実施する終活支援に関する施策へ協力することを求めています。

2 第2項では、市民が安心して終活に取り組めるよう、事業の実施に当たっては国が定めるガイドラインを守り、適正に事業を実施することを求めています。

☞ 5 ページ、第2条「定義」の解説中、事業者の定義の項参照

（市民の役割）

第6条 市民は、終活が自らの将来への不安を軽減し、及び周囲の人への配慮につながることを踏まえ、本人の意思により、それぞれが判断する適切な時期に終活に取り組むよう努めるものとする。

【趣旨】

本条は、市民の役割について明らかにしたものです。

【解説】

1 終活に取り組むことで、自身のこれまでの生き方を振り返ることができ、やり残したこと、これからやってみたいことなどを整理する契機とすることができます。また、自らの思いを残される親族や信頼できる周囲の人と共有しておくことは、将来への不安を軽減し、今をよりよく生きることにつながることで期待できるものです。加えて、このような取組は、いざという時、親族や周囲の人の負担を軽減することも期待できます。

2 終活に取り組む動機やきっかけはさまざまです。その取組を行うのは、自らの意志により、今が取り組み時と判断したその時から取り組むよう努めるものと明記しています。

☞ 5 ページ、第2条「定義」の解説中、市民の定義の項参照

(基本的施策)

第7条 市は、事業者と連携して、次に掲げる施策の推進に努めるものとする。

- (1) 人生会議その他の終活に関する普及啓発及び教育
- (2) エンディングノートその他の終活に関する自らの意思を記録するための媒体の作成及び普及
- (3) おくやみハンドブックの作成及び普及
- (4) 終活に関する様々な手続への正しい理解の普及
- (5) 終活に関する相談の支援
- (6) 終活に関する情報の収集及び提供
- (7) 終活に係る個人情報の詐取その他犯罪行為に対する防犯の啓発及び知識の普及
- (8) その他市長が終活支援の推進のために必要と認める施策

【趣旨】

本条は、市民が取り組む終活を支援するに当たり、事業者と連携して実施する基本の施策を明らかにしたものです。

【解説】

- 1 第1号では、人生会議を含めた終活に関する普及啓発や教育を行うことを明記しています。例えば、若い世代も含めた市民に人生会議の目的や必要性、人生会議の進め方を知っていただけるような講座の開催等が考えられます。

☞ 6 ページ、第2条「定義」の解説中、人生会議の定義の項参照

- 2 第2号では、エンディングノートを含め、終活に関する自らの意思を記録するための媒体を作成し、普及を図ることを明記しています。

終活に関する自らの意思を記録する媒体として、現在、エンディングノートは紙による冊子が普及していますが、将来的にはペーパーレスで記録できる媒体を活用することも考えられます。

☞ 6 ページ、第2条「定義」の解説中、エンディングノートの項参照

- 3 第3号では、おくやみハンドブックを作成し、普及を図ることを明記しています。

☞ 6 ページ、第2条「定義」の解説中、おくやみハンドブックの項参照

- 4 第4号では、終活に関する様々な手続について、正しい理解の普及を図ることを明記しています。終活に取り組むに当たっては、市民それぞれの状況に応じてさまざまな手続を行うことが予想され、それら手続について正しい理解を図ることを明記しています。

- 5 第5号では、市民の終活に関する相談について、適切に支援することを明記しています。

本市では、各機関がその専門性を活かしながら多様な課題やケースに対応するべく、各機関が複合的に連携して対応する取組を進めてきました。終活に関する相談においても、各機関が設置するさまざまな窓口で対応することを予定しています。

- 6 第6号では、時代とともに変化し多様化する終活に関する情報を適時収集し、市の広報紙やSNS等により周知を図ることを明記しています。
- 7 第7号では、終活に係る個人情報の詐取や、その他の犯罪行為に対する防犯について啓発を行い、知識の普及を図ることを明記しています。例としては、第三者によるエンディングノートの詐取を防止するための啓発を行うことで、終活に関する自らの意思が親族以外に流出することを防ぐ等が考えられます。
- ☞下記「ポイント②」参照
- 8 第8号では、第1号から第7号まで以外で、市民が取り組む終活を支援するために必要な施策について明記しています。

～ ポイント②「終活に係る個人情報の詐取その他犯罪行為に対する防犯」について ～

この条例の第7条第7号では、「終活に係る個人情報の詐取その他犯罪行為に対する防犯の啓発及び知識の普及」を、基本的施策として定めました。

エンディングノートが終活に関する自らの意思を記録するものであることから、そこには記入者の個人情報が多数含まれることになります。悪意のある第三者が電話やハガキ(封書)等で親族や公共機関の職員等を名乗って記入者を信じ込ませる等の手段によりエンディングノートをだまし取ることで、記入者の個人情報が流出するのみならず、金銭等を詐取されることにもなりかねません。

エンディングノートに終活に関する自らの意思を記録するに当たっては、記録する内容はもちろん、保管についても注意することが重要であると考えます。

(財政上の措置)

第8条 市は、前条の施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

【趣旨】

本条は、第7条に規定する基本的施策を推進するための市の財政面の努力義務について定めたものです。

【解説】

「財政上の措置」とは、施策を推進するために、必要な予算案の作成及び市議会への提案、市議会による予算の議決、執行部による予算の執行等の一連の行為を指します。この一連の行為において、施策を推進するために市が財政上配慮する旨を定めています。

なお、市が「財政上の措置を講ずる」とは、特定の者に財政的請求権その他の請求権を付与するものではありません。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

【趣旨】

条例の施行日を令和7年4月1日とするものです。

【解説】

「施行」とは、条例の効力を一般的、現実的に発動し、作用することです。